

防府市農業振興地域整備促進協議会設置要綱

昭和48年1月11日制定

(設置)

第1条 農業振興地域の整備を計画的に推進するため、防府市農業振興地域整備促進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、農業振興地域の整備に関し、整備計画の策定及び変更並びに整備計画に基づく事業の実施に関する重要事項を審議する。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者に市長が委嘱する。

- (1) 防府市農業委員会長
- (2) 防府とくち農業協同組合長
- (3) 防府酪農農業協同組合長
- (4) 山口県農業共済組合長
- (5) 防府市内の土地改良区の代表者のうち市長が定めたもの
- (6) 山口中央森林組合長
- (7) 防府市都市計画審議会長
- (8) 山口農林水産事務所長
- (9) 山口防府地域農山漁村女性連携会議会長
- (10) 学識経験者

2 前項の規定に関わらず、市長は、相当の理由があると認めるときは、同項各号に掲げる者に代えて、同者が指名する者その他必要と認められる者に委員を委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもってあてる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、産業振興部農林水産振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和48年1月11日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和48年6月21日から実施する。

附 則

この要綱は、平成元年3月20日から実施する。

附 則

この要綱は、平成3年3月22日から実施する。

附 則

この要綱は、平成4年10月7日から実施する。

附 則

この要綱は、平成6年10月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成10年5月24日から実施する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成11年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。